

大学教育質保証・評価センター 情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は大学教育質保証・評価センター（以下「本センター」という。）の活動状況、運営内容及び財務資料等を公開するために必要な事項を定めることにより、本センターの公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 本センターは、この規程の解釈及び運用に当たっては、情報公開の趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限配慮する。

(利用者の責務)

第3条 本センターの情報公開の対象資料を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 本センターは、情報公開の対象に応じ、公告、公表、資料の事務所備え置き並びにインターネットの方法により、情報公開を行うものとする。

(公告)

第5条 本センターは、法令の規定に従い、貸借対照表について公告を行うものとする。

2 前項の公告については、インターネットの方法により行うものとする。

(公表)

第6条 本センターは、法令の規定に従い、理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準について、公表する。これを変更したときも、同様とする。

2 本センターは、学校教育法施行規則第169条第1項第1号から第8号までに規定する事項について、公表する。

3 前2項の公表については、次条に定める事務所備え置きの方法及びインターネットの方法により行うものとする。

(書類の事務所備え置き)

第7条 この法人は、法令の規定に従い、書類の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

(事務所備え置きの書類)

第8条 前条の事務所備え置きの対象とする資料は別表1に掲げるものとし、次条に規定する閲覧場所に常時備え置く。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第9条 本センターは、事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、主たる事務所内とする。

2 閲覧の日は、本センターの休日以外の日とし、閲覧の時間は、業務時間である午前9時から午後5時45分までとする。ただし、本センターは、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第10条 閲覧希望者から資料の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 閲覧(謄写)申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
- (2) 閲覧(謄写)申請書が提出されたときは、閲覧受付簿に必要事項を記載し、閲覧に供する。
- (3) 閲覧した者ないしは謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、実費負担を求め、これに応じる。

(インターネットによる情報公開)

第11条 本センターは、第4条、第5条及び第6条の規定による情報公開のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

(管理)

第12条 本センターの情報公開に関する事務は、事務局が管理する。

(雑則)

第13条 この規程の改廃は、理事会が決定する。

附則

この規程は、2019年5月7日に施行する。

附 則

この規則は、2024年5月16日から施行する。

別表1：資料の備え置き及び閲覧等(第8条第1項関係)

対象資料	備え置き期間	閲覧請求者
定款		評議員、債権者
評議員会議事録	10年間	〃
理事会議事録	10年間	〃
会計帳簿	10年間	評議員
計算書類等（各事業年度の計算書類、事業報告、附属明細書、監査報告、会計監査報告）	5年間	評議員、債権者

備考

- 一 備え置き期間に表示のないものは、当該最新の資料を公開する。